

平成 30 年 1 月 31 日

〒963-8014
福島県郡山市虎丸町11-22

東日本物流事業(協)

様

東日本高速道路株式会社

<お知らせ>

車両制限令違反に係る点数通知の見直し等について

平素より、ETC コーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、「高速道路会社」という。)は、車両制限令違反の抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取り締まりとあわせ、平成29年4月より、高速道路会社各々の大口多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直したところです。

このような状況の中、事業協同組合における車両制限令違反の確認方法として、平成29年5月に「車両制限令違反に係る違反点数通知制度」を開始し、活用いただいているところですが、今般、事業協同組合の負担軽減及び大口・多頻度割引制度の適切な運用等を目的として、当該違反点数通知方法の見直し等を行うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 車両制限令違反に係る違反点数通知について、組合員からの同意書を不要とします

現在、違反点数通知を希望する事業協同組合は、「車両制限令違反による累積点数の通知申請(新規・変更)兼誓約書【様式1】」及び「車両制限令違反による累積点数の通知申請に係る同意について(同意書)【様式2】」を東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)(以下「NEXCO3会社」という。)に対して提出しておりましたが、今後は、各事業協同組合の負担軽減を図る観点から、前記【様式1】及び【様式2】の提出を不要とし、当該組合に所属する組合員が車両制限令に違反し、一定の違反点数が付された場合には契約者である事業協同組合に対して、違反点数を通知することにいたします。

なお、運用の見直しにあたり、NEXCO3会社ではETCコーポレートカード利用約款を改正いたします。通知内容及びETCコーポレートカード利用約款の改正内容につきましては、後日、NEXCO3会社のホームページ等に掲載いたします。

<実施予定：平成30年10月>

《裏面もご参照ください》